〃	第十四回	九十八億二千三万円	九十八億千百四十二万二千九百七十八円	第十四回	第三十四回	三億五千三百四十三万円	三億五千三百十二万二百五十六円	第三十四回
〃	第十五回	百六十五億五千百万円	百六十五億四千三百七十四万六千九百十九円	第十五回	第三十五回	十一億九千八十三万円	十一億八千五百八十四万八千二百八十七円	第三十五回
〃	第十六回	八十六億三千六百三十二万円	八十六億二千八百七十五万五百二十六円	第十六回	第三十六回	十億七千四百十万円	十億六千九百九万三千百七円	第三十六回
〃	第十七回	五十七億八千八百三十四万円	五十七億八千五百八十万三千五百四十五円	第十七回	第三十七回	二十五億四千二百七十一万円	二十五億三千二百七万二千七百八十六円	第三十七回
〃	第十八回	五十一億千五百三十三万円	五十一億千八十四万六千六百二十二円	第十八回	第三十八回	八億九千五百八十万円	八億九千百六十三万九千九百五十四円	第三十八回
〃	第十九回	六十一億六千三百四十五万円	六十一億六千七十四万九千百三十一円	第十九回	第三十九回	三十五億三百六十三万円	三十四億八千九百八万二千百六十二円	第三十九回
〃	第二十回	二十八億五千二百七十六万円	二十八億五千二十五万九千七百十七円	第二十回	第四十回	二千九百万円	二千八百八十八万四千六百四円	第四十回
〃	第二十一回	二十二億千七百八十一万円	二十二億六千六百八十三万八千百九十五円	第二十一回	第四十三回	千二百五十万円	千二百四十八万六千百九円	第四十三回
〃	第二十二回	十億千六百四十万円	十億千五百五十万九千二百十八円	第二十二回	第八百一回	一億三千四百三十二万円	一億三千四百二十六万六千六百八十六円	第八百一回
〃	第二十三回	二十一億四千四百三十九万円	二十一億四千三百四十五万三百八十三円	第二十三回	第八百二回	七千九百万円	七千八百九十六万八千七百四十二円	第八百二回
〃	第二十四回	九億五千六十万円	九億四千九百七十六万六千八百八十四円	第二十四回	合　計	二千三百七十五億二千五百二十四万円	二千三百七十三億二千十五万七千二百五十円	合　計
〃	第二十五回	九億六千六百十万円	九億六千五百六十七万六千六百七十九円	第二十五回				
〃	第二十六回	四億七千三百四十九万円	四億七千三百七万五千五十四円	第二十六回				
〃	第二十七回	九億六百九十三万円	九億六百五十三万二千六百四十五円	第二十七回				
〃	第二十八回	八億五百七十六万円	八億五百五万三千八百四十五円	第二十八回				
〃	第二十九回	十二億十二百八十一万円	十二億千二百二十七万八千六百一円	第二十九回				
〃	第三十回	五億三千五百六十四万円	五億三千五百十七万五百九十九円	第三十回				
〃	第三十一回	九億八千四百五十八万円	九億八千四百十四万八千五百九十八円	第三十一回				
〃	第三十二回	三億七千八十万円	三億七千四十七万五千四十一円	第三十二回				
〃	第三十三回	七億九百七十七万円	七億九百四十五万九千十九円	第三十三回				

○経済産業省告示第二百二十六号

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年通商産業省令第四号）第一条の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十四年経済産業省告示第二百五十七号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく二以上の試験方法であって重要な部分において異ならないものとして経済産業大臣が定める区分は、別表の試験方法の区分の欄（イ）ごとに、それぞれ、同表の日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に規定する試験方法の欄（ロ）に掲げる試験方法とする。

別表

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
レディーミクストコンクリート試験	ＪＩＳ　Ａ1101
	ＪＩＳ　Ａ1116
	ＪＩＳ　Ａ1118
	ＪＩＳ　Ａ1128